

1. 取組状況

様式 3

財政支援期間終了後について【4 ページ以内】

財政支援期間終了後の事業展開（構想調書からの転載）	財政支援期間終了後の事業展開に向けた資金計画
<p>本事業による財政支援期間終了後の事業展開については、寄附金や特許等収入の増収、クオリティマネジメントセンター（仮称）を活用した学内資源配分などの見直しを行い、財源を確保することで、本事業を含めて、全学的に事業内容を見直すことで、国際化を推進していく。</p> <p>現在、寄附金については、国内企業や個人からの寄附に頼っているが、ハーバード大学からのユニット誘致を契機として、外国からの寄附金を募ることができるように、webからカードで募金できるシステムの導入や留学生コミュニティを活用した募金活動を展開していく。</p> <p>研究大学強化促進事業（リサーチ・ユニバーシティ）による環境整備の一環として、平成 26 年度に医療イノベーション推進センターを設置する。本センターは、本学の質の高い研究力を基盤にして、その成果を医療現場に迅速に提供し、さらにグローバル展開することを目的としている。具体的には、新規医薬品・医療機器・医療法・診断法開発につながる研究を全学規模で支援し、本学の優れた研究シーズを計画立案から実用化まで一貫通貫で実現するものである。これにより、本学の特許料等収入が増収するだけでなく、医薬品や医療機器の輸入超過の状況を逆転させることを見込んでいる。</p> <p>IR機能を担うクオリティマネジメントセンター（仮称）を平成 27 年度に設置するが、本センターが、本事業を含めて全学的に学内資源配分などの見直しを行い、学長の強いリーダーシップのもと、学内資源の再配分を行うことで、更なる国際化を推進していく。</p> <p>また、本学の認知度が向上し、世界大学ランキングトップ 100 にランクインすることで、欧米の有力大学とジョイント・ディグリープログラムやその他の連携事業などの交渉ができるようになり、ASEAN 地域や中南米、アメリカだけでなく、更なる国際展開を行うことが可能となる。</p>	<p>【これまでの取組状況】</p> <p>グローバル教育・研究に投入できる財源を安定的に確保するために大学全体の自己収入を増加させる以下の取り組みを行った。</p> <p>本学の教育資源、教育・研究に関する実績を活かし、国内の民間企業・社会人さらには海外の優秀な臨床医（歯科医師）に対し、リカレント教育等を実施し、受講料を徴収した。</p> <p>保有資産の最適化及び財政基盤の強化を目的とした保有資産の有効活用に取り組んだ。2018 年 4 月には不動産利活用の専門家を雇用し、実施体制を強化したうえで更なる推進を図っている。具体的に、国立大学法人法第 34 条の 2 に基づく貸付を 2 件開始しており、今後 50 年間にわたり貸付料収入を得ることができる見込みである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 駿河台地区の一部：駐車場事業者へすでに貸付を開始。 駿河台地区 12 号館（築年数経過に伴い取壊し予定）跡地及び塔の山宿舎跡地：現在公募中 <p>大学基金について、学内行事等やホームページ等を通じ一層の周知強化を行うとともに、海外からの寄附金受入れ増加を目的として、英語版、中国版のパンフレットを作成した。また寄附者の利便性を高めるために、クレジットカード決済を導入したほか、基金の整理を行いより幅広く寄附を受け入れる体制を構築した。</p> <p>その他外部資金についても積極的確保に向け、公募や応募状況、採択に関する分析情報を学内に周知し、教員の外部資金獲得に対する意識向上を推進するとともに、URA を中心に申請書作成に係る知的・人的支援を行い、補助金等の採択率、採択件数の増加に向けた取組を行った。また、「オープンイノベーション機構の整備事業」の一環で、オープンイノベーションシステム整備による「組織」対「組織」の本格的産学連携を実施し、企業からの投資増加を目指している。</p>

本学が創造（育成）した「知と癒しの匠」のフィールドが広がり世界へ飛翔していくことで、TMDUスタンダード（日本式医療技術）がグローバルスタンダードになり、本学が目標としている「世界に冠たる医療系総合大学」を実現することができる。

本学所有共同教育研究施設の学内外からの共同利用を促進し、施設・設備等利用料を徴収する仕組みを導入した。具体的に以下制度設計に取り組み、促進している。

- ・文京区内の四大学（本学、順天堂大学、東京大学、お茶の水女子大学）間での機器共同利用
- ・文京区内企業による本学リサーチコアセンター機器利用
- ・都内に居住するベンチャー企業等による本学所有機器の共同利用

将来にわたって本学の財政の健全性を維持するに足る収益性の確保ができるよう、資金運用に取り組んだ。より収益性の高い金融商品への資金運用に向けて、資金運用管理にあたっての基本方針や運用管理体制等に関する規則を定めるなどの体制を整備し、国立大学法人法第34条の3における業務上の余裕金の運用にかかる文部科学大臣の認定基準（第1）の認定申請を平成31年2月行った結果、同年3月に文部科学大臣の認定を受けた。また、大学の年間収支見通しを継続的に立て、管理的経費等の予算の執行状況を注視して増減要因の分析を行っている。

【これまでの取組における課題】

大学基金への期待が高まるなか、旧来どおり総務部総務秘書課において多くある業務の一環として、「基金の受入処理」や「募金活動」を担当していた。そのため、募金活動が限定的な範囲にとどまっていることが危惧されることから、寄附受け入れの機会を喪失することなくこれまで以上に拡大することが重要な課題である。また、本学への元留学生については国内外において活躍する者の把握が不十分であることから、国際交流担当部署との協同によるこれら外国人卒業生に対する寄附機会の創出につなげるための方策を立案・実施することも早急に解決すべき課題といえる。

リカレント教育等について、今後も継続していく上で、体制面・設備面をいかに整備していくか検討中である。

【今後の展望】（自走化に向けた具体的取組）

SGU事業を推進することで培ったグローバル教育メソッドを活かし、現在本事

業のもとで行っている学部学生対象リーダー養成英語選抜プログラムについて、国内外の学部学生、大学院生および社会人にも門戸を広げ、新たに夏期集中受講プログラム（仮称）（長期休暇中に同プログラムの主たる科目およびワークショップ）を開講し、受講料の徴収する予定である。

また、グローバル教育の改革を目的とし、2020年度入学者から授業料の引き上げを検討している。SGU事業でこれまでも行っている留学準備教育プログラムの更なる充実を図る予定であり、それにかかる経費増加を、この授業料改定などによって対応する。さらに、外国人教員による充実したグローバル教育体制を恒常的に強化し、帰国後においても、国際的なリーダーになりうる人材を育成することに努める。

大学基金については、募金活動拡大・充実を図るため体制を整備する。具体的には、新たにファンドレイザーを雇用し、戦略的な募金活動の企画立案、渉外、意思決定機関（各基金運営委員会等）との連携強化を図ることにより大学基金を充実させる。

これらの取組を通じて本学が目指す「国際的な視野を備えグローバルヘルスという視点から世界規模での健康レベル向上に貢献できるリーダー」養成を実現していく。